

環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律の概要と背景

地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生をはじめ**環境保全上の課題が山積**

各界各層の自発的な環境保全取組が不可欠

ヨハネスブルグサミットでの小泉総理の提案、持続可能な開発のための教育の10年国連決議等を受けた**環境保全を担う人づくりを進める気運**の高まり

国民、NPO、事業者等による**環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供**が必要

持続可能な社会

法の範囲

寄与

環境保全活動

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務

理解の深化、
意欲の増進

第7条、第8条
基本方針等

環境保全の
意欲の増進

環境教育

法
の
中
心
的
内
容

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務
第10条 職場における環境保全の意欲の増進
第11条～第15条 人材認定等事業の登録等
第16条 都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等
第17条 人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等
第18条 人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上
第19条 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備
第20条 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置
第21条 協働取組の在り方等の周知

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務
第9条 学校教育等における環境教育の支援等
第10条 職場における環境教育

第22条 財政上の措置等
第23条 情報の積極的公表等
第24条 配慮等